

## 規程制定の概要

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構内部統制に関する規程
内 要	<p>1. 規程制定の必要性      地方独立行政法人法が平成29年6月9日に改正され、平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）から施行された。      今回の法改正では、業務方法書※においても業務の適正性を確保するための体制の整備に関する事項が追加され、法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図ることとした。      このため、内部統制に関する規程を制定する。</p> <p>※業務方法書      地方独立行政法人が業務開始の際に、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。変更に当たっては知事の認可が必要となる。</p> <p>2. 業務方法書に規定した内部統制に関する事項      (内部統制システムの推進)      第9条 法人は、内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。</p> <p>2 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。</p> <p>3 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程等を整備することとする。</p> <p>4 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。</p> <p>3. 内部統制の定義と規程の考え方      内部統制とは、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つ目的が達成されているとの合理的な保証を得ることをいう。      本規程では、内部統制の目的・定義・推進体制を定めるとともに、中期計画や年度計画作成、法令遵守、損失危機管理、情報管理など、内部統制に関する各種事項の整備について規定する。</p> <p>第1～3条：目的、定義、推進体制      第4～10条：内部統制に関する各種事項の整備      …中期計画・年度計画作成過程、法令遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、財務報告等信頼性確保の体制、内部監査体制、内部通報・外部通報体制</p> <p>第11～15条：その他の事項      …情報化による業務の効率化、人事異動、研修、取組の把握と見直し</p>
特記 事項	平成31年4月1日から施行する。

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部統制に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）が、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款（以下「定款」という。）第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、法人における内部統制について必要な事項を定めるものとする。

### (内部統制の定義)

**第2条** 内部統制とは、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つ目的が達成されているとの合理的な保証を得ることをいう。

- 一 業務の有効性及び効率性とは、中期目標等に基づき業務を行いつつ、定款第1条の目的を果たすこと、また、より効率的に業務を遂行することをいう。
- 二 事業活動に関わる法令等の遵守とは、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進することをいう。
- 三 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。
- 四 財務報告等の信頼性とは、県民等に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保することをいう。

### (内部統制の推進体制)

**第3条** 法人本部に内部統制担当役員を置き、本部事務局長の職にある理事をもって充てる。内部統制担当役員は、法人における内部統制に関する事務を総括する。

- 2 法人本部、山梨県立中央病院、山梨県立北病院に内部統制推進責任者を置き、本部事務局長、及び各病院長をもって充てる。内部統制推進責任者は、各組織における内部統制の推進に関する事務をつかさどる。
- 3 法人本部に内部統制・リスク管理委員会を置き、委員会は内部統制に関して必要な事項を審議する。

### (中期計画及び年度計画の作成過程の整備)

**第4条** 法人は、中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を作成する。中期計画等の作成に当たっては、各病院に対する意見聴取の実施等を行うことにより、目標達成に向けた適切な計画が策定されるようにする。

- 2 法人は、中期計画等について、各病院から年度計画の進捗状況等を報告させるなど、その実績や進捗状況をモニタリングする。
- 3 法人は、第2項のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて業務手法又は業務体制の見直しを行う。
- 4 法人は、各事業年度における業務の実績等について自己評価を行うとともに、その際は恣意的とならない評価とするなど適切な評価を実施する。
- 5 法人は、第2項のモニタリング及び第4項の自己評価を基にした適切な業務実績報告を作成する。
- 6 法人は、各事業年度における業務の実績等について、知事の評価を受ける。
- 7 法人は、第6項の評価結果を、現行の中期計画等の見直し、次期以降の中期計画等の策定、組織体制の見直し、人事に関する計画、予算配分、業務手法の見直し等に活用する。

#### (法令等の遵守体制の整備)

- 第5条** 法人は、役職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の業務活動が高い倫理性をもって行われることを確保するため、倫理指針を定める。
- 2 法人は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する事業者の責務を果たすとともに、事業者として必要な措置を講じる。

#### (損失危機管理の体制の整備)

- 第6条** 法人は、著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクについて適切な管理を図るため、リスク管理に関する規程を定める。

#### (情報保存管理の体制の整備)

- 第7条** 法人は、文書の適切な保存・管理等が行われるよう、文書管理に関する規程を定める。
- 2 法人は、情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、各病院に情報セキュリティに関する委員会を設置するとともに、情報セキュリティに関する規程を定めるなど、情報セキュリティに関する体制を整備する。
  - 3 法人は、業務運営や組織に関する情報について、業務実績報告書その他により、広く適切に公表する。また、法人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）等に基づく情報公開に適切に対応する。

#### (財務報告等信頼性確保の体制の整備)

- 第8条** 法人は、財務報告等の信頼性を確保するため、財務諸表等の作成が関係法令等に

基づき適正に行われるための体制を整備する。

(内部監査体制の整備)

第9条 法人は、業務の適正な運営を確保するため、内部監査に関する規程を定める。

2 法人は、内部監査に関する規程に基づき、被監査部門に対し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。

(内部通報・外部通報に関する整備)

第10条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員に確実に内密に報告される仕組みを整備する。

(情報化による業務の効率的な遂行)

第11条 法人は、情報システムの導入等により業務の効率的な遂行を推進する。また、情報システムの活用等により、業務遂行に係る情報を役職員間において適切に共有・伝達できる体制を整備する。

(適切な人事異動)

第12条 法人は、業務の適正な運営を確保するため、長期在籍者の把握も含め、適切に人事異動を行う。

(研修の実施)

第13条 法人は、内部統制が適切かつ効率的に機能するよう、職員に対して研修を実施し、必要な知識等を習得させる。

(内部統制に関する取組の把握)

第14条 法人本部の内部統制推進責任者は、各病院の内部統制推進責任者と連携をとり、内部統制に関する取組の状況を理事長、内部統制担当役員、及び内部統制・リスク管理委員会に報告する。

(内部統制に関する取組の見直し)

第15条 法人は、内部統制に関する取組の不断の見直しにより、内部統制の充実及び強化を図る。

附 則 (平成31年規程第 号)

この規程は、平成31年 月 日から施行する。